

日本政策金融公庫 中小企業事業 の

海外展開・事業再編資金

経済の構造的変化などに適応するために海外の地域における事業の開始、海外展開事業の再編などに取り組む中小企業者を支援します。

対象者

海外展開や海外展開事業
の再編を行う方

余裕ある海外展開のために
安定資金を。

融資限度額

直接貸付 別枠

14億4千万円

(うち運転資金9億6千万円)

代理貸付 別枠

1億2千万円

金利

長期固定

融資期間

設備資金

20年以内

(うち据置期間原則2年以内)

運転資金

原則7年以内

(うち据置期間原則2年以内)

日本政策金融公庫 中小企業事業の 海外展開・事業再編資金

ご利用いただける方	ご利用いただける資金	融資限度額	融資利率 (注1、2)	融資期間
<p>次の(1)、(2)または(3)に当てはまる方</p> <p>(1) 経済の構造的変化などに適応するために海外展開することが経営上必要であり、次の①～③の全てに当てはまる方</p> <p>① 開始または拡大しようとする海外展開事業が、当該中小企業の本邦内における事業の延長と認められる程度の規模を有するものであること。</p> <p>② 本邦内において、事業活動拠点(本社)が存続すること。</p> <p>③ 経営革新の一環として、海外市場での取引を進めようとするものであり、次の④～⑥のいずれかであること。</p> <p>④ 取引先の海外進出に伴い、海外展開をすること</p> <p>⑤ 原材料の供給事情により、海外進出をすること</p> <p>⑥ 労働力不足により、海外進出をすること</p> <p>⑦ 国内市場の縮小により、海外市場の開拓・確保に依らないと成長が見込めないため海外展開をすること</p> <p>(2) 海外における経済の構造的変化などに適応するために次の①および②を満たす方</p> <p>① 海外直接投資に係る海外展開事業を再編(全部または一部を、移転または廃止することを含む。)することが経営上必要であること</p> <p>② 本邦内における事業活動は継続し、中長期的にみて発展することが見込まれること</p> <p>(3) 海外直接投資に係る海外展開事業の業況悪化などにより、本邦内における事業活動が影響を受けている方</p>	<p>当該事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金(海外企業に対する転貸資金を含む)</p> <p>なお、(2)の方が必要とする長期運転資金には、海外展開事業の再編のための資金およびこれに伴う債務の返済資金を含む。</p>	<p>直接貸付 別枠 14億4千万円 (うち運転資金9億6千万円)</p> <p>代理貸付 別枠 1億2千万円</p>	<p>○ご利用いただける方(1)の場合 基準利率(上限3%) ただし、次の資金についてはそれぞれ定める利率</p> <p>(A) 日本と経済連携協定(EPA)または自由貿易協定(FTA)を発効または署名している国において海外展開事業を行う方については、4億円を限度として基準利率-0.65%(上限3%)</p> <p>(B) 次の④から⑥のすべてを満たす場合は、4億円を限度として、特別利率②(上限3%)</p> <p>④ 貸付後5年以内において、海外直接投資(追加投資を含む。)に係る海外展開事業の減価償却前売上高経常利益率が5%を超えることが見込まれる方</p> <p>⑤ 貸付後5年後の国内の従業員数が減少しないことが見込まれる方</p> <p>⑥ 貸付後の海外展開事業に係る業況について、貸付後5年間、日本公庫に報告を行い、日本公庫が必要と判断した場合は、当公庫からの経営指導を受ける方</p> <p>(C) 海外直接投資(追加投資を含む。)を行う方であって、海外企業を買収するために必要とする資金については、4億円を限度として基準利率-0.4%(上限3%)</p> <p>(D) クール・ジャパンの推進に資する事業を行う方であって、一定の要件を満たす方については、4億円を限度として、特別利率①(上限3%)</p> <p>(E) 海外展開事業(海外直接投資〔追加投資を含む。〕を除く。)を新たに行う方(開始してから5年以内の方を含む。)については、4億円を限度として特別利率①(上限3%)</p> <p>(F) 海外知的財産権を活用した海外展開事業(海外知的財産権の取得費用を除く。)を行う方については、4億円を限度として特別利率①(上限3%)</p> <p>○ご利用いただける方(2)の場合 基準利率(上限3%) ただし、4億円を限度として基準利率-0.4%(上限3%)</p> <p>○ご利用いただける方(3)の場合 基準利率(上限3%)</p>	<p>設備資金 20年以内 (うち据置期間2年以内)</p> <p>運転資金 7年以内 (うち据置期間2年以内)</p> <p>海外企業に対する転貸資金であって、特に必要な場合には、運転資金10年以内、据置期間5年以内</p>

(※1) 本資金は、海外直接投資を行う場合、挑戦支援資本強化特例制度をご利用できます。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。

(※2) 本資金は、外貨貸付がご利用できます。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。

(注1) 信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。ただし、担保を徴しない場合には、利率の引下げ措置があります。

(注2) 5年経過ごと金利見直し制度を選択できます。

その他

■保証人 直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。

融資のお申し込み

- 直接貸付 日本公庫中小企業事業の窓口にお申し込みください。
- 代理貸付 日本公庫の代理店の窓口にお申し込みください。

上記は本制度の概要です。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口または事業資金相談ダイヤルにお問い合わせください。

JFC 日本政策金融公庫
中小企業事業

本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4

<https://www.jfc.go.jp/>

お問い合わせ窓口

事業資金相談ダイヤル

(行こうよ! 公庫)
0120-154-505